

ジャパンクラブ

NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

10月度理事会報告

参加

B.B.Q.ピクニック、47名の楽しい集い

ジャパンクラブの10月度理事会は10月4日(土)午後4:00からサンマテオの榎木マーケット2階にて開かれました、7名の理事が出席し、以下の事柄が討議されました。

議題1. B.B.Q.ピクニックを終えて 報告

一寸肌寒い天候にも関わらず50名近い参加者で楽しいピクニックが開催されました。この催しの会計報告が沖山会計理事から書面で報告がありました。さらに多くの改善提案がありこれらを生かして来年のピクニックはさらに良いものになることでしょう。

議題2. 「アメリカ確定申告の基礎知識」講演会

講演会を10月19日(日曜日)午後1時から日米会(1759 Sutter Street)の日米会会議室にて開催。現在までに申し込みをされている方は12名です、きっと役に立つ知識が得られる事でしょう、ぜひ大勢の方のご参加をお薦めします。

B.B.Q.ピクニックの報告

「暖かいおもてなし、美味しい日本の味、楽しい集い、私達がなによりも嬉しかったのは皆さんが日本語で話し合っておられた事です、私達の住むプレザントンでは全ての行事、催し物は英語で行なわれるので、なんだか日本に帰った様でしたと話し合ってお喜びで帰路につきました、本当に今回はお招きいただき有り難うございました」と引率のさくら学園のモナステロ佐智先生。

ジャパンクラブが初めて他のグループを招いてコラボした今年のB.B.Q.ピクニック、予定通り9月21日(日)一寸肌寒いサンマテオのコヨーテポイントに50名あまりの参加を得て大隅副会長の開会宣言でスタートしました。

今年の料理は男性陣がやると宣言しての開幕でしたが、やはり全ては女性軍の活躍でした、思えば“男子厨房に入るべからず”の教育を受けて育った世代の男性会員がほとんどだけにやはり台所仕事はだめでした。

B.B.Q.ピクニックの写真は2面にもあります、写真提供は宇田川理事、大隅事務局長です、さらに多くの写真がジャパンクラブのホームページで見られます。

議題3. 会活性化の取り組み

その1:先のアンケート調査結果

今月号のニュースレターに同封されているアンケート調査結果報告はこれからのジャパンクラブの活動の方向を決める一つの目安となるものです。会員の皆様からの提案、希望等も随時受けております、これからもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

その2:さくら学園との交流事業

桜学園との交流事業としてジャパンクラブからの呼びかけに対し、さくら学園より7名のゲストが今回のピクニックに参加されましたが、次の交流会はジャパンクラブからさくら学園を訪問し日本文化を中心に11月に開く予定になっています。詳しくは追ってお知らせしますが、ご興味のある方は事務局迄お問い合わせください。

議題4. その他

新年会の準備 来年(2015)お新年会をサンフランシスコ桑港寺で開催の方向で準備する事を決定、関係方面と折衝を始める。

次回11月度理事会は11月1日(土曜日)午後1時より予定場所は日米会内、ジャパンクラブ事務所。(事務局)

午前11時に開幕したピクニックにご都合で参加が遅れた“さくら学園”のお母さん達を加えて、賑やかに話し合い、ジャパンクラブ自慢のB.B.Q.を食べ、そしてゲームを楽しみ、再会を約し午後4時前に今年も盛会裡に閉会しました。

今年の会場には総領事館今城康雄領事ご夫妻、鈴木淳司弁護士ご夫妻が顔を見せて出席者と歓談されておられました。

今年のピクニックには、後藤哲男さんからご寄付を、又多くの方々から自慢の手作り料理、デザートなどのご寄付をいただきました、これらは野外で食べるこのピクニックをいっそう華やかに楽しいものにしてくれました、深くお礼申し上げます。

また、ご夫人会員、理事の方々も終日キッチンで活躍してくださいました事にお礼申し上げます、本当に有り難うございました。



写真で見るピクニック(続き)



新会員紹介 森知久さん

ともひさ

「ジャパクラブに又若い力が加入しましたヨ」と誇らしげに上野正安会長がお披露目した人「森知久さん」。

名古屋出身で日本の保険会社に就職、海外駐在員として2006年ハワイを振り出しにニューヨークを経て2010年ベイエリアに着任、この度9年の会社勤務を経て退社、目下奥さん共々新しい事業を立ち上げるべく模索中の若き国際人。

「ジャパクラブがどんな組織なのか知ると、又私には何が出来、お役に立てるのかこれからです」と、趣味はゴルフとコース、古田さんの奥さん久子さん達と同じコーラスグループで活躍中。夫人も一緒にコーラスかと思いきや「女房の趣味はゴルフと楽しくお酒をの飲む事」とバクロ。

中学1年生と小学6年生の2人の娘さん共々バーリングゲームで明るい家庭を営んでおられる森さんご一家です。(文:福光哲史)

電話による IRS Internal Revenue Service を名乗る詐欺に注意

理事の後藤哲男さんの知人が受けた一本の電話、IRS を名乗る男からの巧妙な詐欺電話。皆さんも同じ様な経験をされた事がある事でしょう、最近このような事例が多くなっている様ですので十分にご注意ください。

もしご自分で判断に迷う事がありましたらぜひ行動を起こす前にどなたかお知り合いに相談してください、ジャパクラブにも相談に乗ってくださる弁護士、公認会計士を始め長い米国生活で色々な知識を持った会員も多数居ります、遠慮なくどうぞ。。

消費税増税と年金改革—その2

いままで加入期間不足であきらめていた人はこの機会にぜひ再確認を...

市川俊治氏からのご案内です

2014年4月から日本の消費税が5%から8%に引き上げられました。2015年10月には10%になる予定です。消費増税の名目は、安定した社会保障費の確保です。その中心は年金改革です。年金改革の主たる内容について前回、(1)年金受給資格期間を25年から10年に短縮される予定であることをご説明しました。仮に10年未満の納付期間しかなくても、海外にお住まいの方は、「カラ期間」「米国年金加入期間」を活用して日本の年金の受給資格を取得できる可能性がもともと大きいのですが、今回の改正でより受給資格を獲得しやすくなるわけです。今回はその続きです。

(2)遺族基礎年金の父子家庭への支給。

これまで、遺族基礎年金を受け取れる遺族は、亡くなった人に扶養されていた「子供のある妻」が「子供」でした。これは、いわゆる母子家庭にのみ遺族年金が支給されることになっていました。子供を持つ夫が妻に先立たれた場合は支給されませんでした。しかしながら、時代の流れに従い、2014年4月からは「子供を持つ夫」つまり父子家庭になった場合も遺族基礎年金を受け取れるようになりました。最近、共働き世帯が増加している状況のもとで、制度上の男女差を解消するために改正されたものです。

(3)基礎年金国庫負担金を2分の1に恒久化

これまで、国民年金の老齢基礎年金の給付額は平成21年3月分までは3分の1、その後は2分の1に対して税金で賄われてきましたが、

現役世代の保険料負担を軽減しつつ、給付水準を維持するため、給付額の2分の1が今後、恒久的に税金で賄われるということになりました。つまり、老齢基礎年金の受給者の年金額の半分は自身の保険料の支払いによるもので、残りの半分は国(税金)の負担によるものです。そもそも公的年金制度は長い人生、個人の努力では対応しきれないリスクに対して、国民全体で保険料を出し合い、社会全体で支えていく世代間扶養の仕組みです。海外にお住まいの方も日本国籍であれば“任意加入の国民年金”に加入できます。それに加えて“国民年金付加年金制度”に加入することが出来ます。国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めると付加年金として「200円×付加保険料納付月数」が老齢基礎年金に上乗せされます。これは非常にお得な制度で、海外からも是非加入されることをお勧めします。例えば付加保険料を10年間(120月間)納付した人は、付加保険料の総額は48,000円(400円×120か月)、付加年金の年金額は24,000円(200円×120月)です。この人が、付加年金を2年間受給すると、付加保険料の総額と受給額の総額が等しくなります。以後は受給期間1年ごとに24,000円ずつ得をすることになります。付加保険料を納付した期間として、ほかの期間を当てはめても結果は同じです。付加年金を2年間受給すればトントン。以降は受給期間1年ごとに「納付した付加保険料の総額の半額」ずつ得をします。

海外年金相談センター 市川俊治 <http://nenkinichikawa.org>
住所 〒171-0021 豊島区西池袋2-12-9-402 照会室
E-Mail nenkinichikawa@gmail.com 話・FAX 81-3-6912-7832までどうぞ